

役員等報酬等に関する規程

社会福祉法人 彩光会

社会福祉法人 彩光会 役員等報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人彩光会（以下「当法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員等の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、当法人の理事、監事、評議員及び委員をいう。
2 報酬等は、役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、理事会、評議員会、法人及び施設業務に出席し、その職務に従事する場合、役員等報酬等一覧表に定める報酬及び実費弁償費を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員等に対しては、本規程に基づく役員等報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等の支給時期は、理事会、評議員会、法人及び施設業務に出席した都度、支給する。
2 報酬等の支払額は、源泉所得税額を控除した額を支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

附則

令和 1年10月 1日 改正

役員等報酬等一覧表

1. 理事長報酬等

	日額
報酬等	100,000円
費用弁償	5,000円

2. 役員等報酬等

(1) 評議員

	日額
報酬等	10,000円
費用弁償	5,000円

(2) 理事・監事・委員

	日額
報酬等	10,000円
費用弁償	5,000円

3. 各年度の報酬等の上限額

(1) 評議員 1,000,000円

(2) 理事 1,600,000円

(3) 監事 500,000円